

## 基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

### I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

事項	重点手続分野名	輸出入・港湾
	制度・業務・手続群等	食品等輸入の届出
①取組の基本的な考え方等	食品等輸入届出手続を電子的に処理する輸入食品監視支援システム(FAINS)では、これまで最適化計画等に基づき、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)とのインターフェース化やシステム更改を行い業務の効率化・合理化を図ってきたところであるが、平成25年度に予定しているFAINSを含む輸出入等関連手続システムのNACCSへの統合に合わせて更なる業務の効率化・合理化を目指す。	
②重点・優先する取組事項	予算効率の高いシステムの構築を目指すとともに利用者(輸入者・通関業者、検疫所職員、検査機関職員)ニーズを踏まえ、更なる使い勝手の向上を目指す。	
③関連手続群共通的な取組事項	平成25年度のシステムの統合により、 (1)業務・機能の統廃合、ハードウェア集約によるシステムのスリム化 (2)データベースの統廃合、情報の相互活用による、効率的な運用・情報管理の実現 (3)業務プログラムの一元管理による、改善等の作業の簡素化 (4)ハードウェアの設置場所の集約、運用・保守の一元化によるシステムの安定性の向上 などを図る。	
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)		

### II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

事項(視点)	手続名又は手続群	食品等輸入の届出
	具体的な取組事項及び実施時期	備考
①手続の必要性の見直し	該当なし	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	衛生証明書を電気通信回線を通じて電子的に送信できる対象国を拡げるため、関係府省と協力の上、検討を行う。(衛生証明書を電子的に受領することにより審査等業務時間の短縮を図ることができる。)	
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	食品等の輸入届出件数の継続的な増加に伴い、検疫所における審査等業務量が増加していることから、平成25年度に予定しているFAINSのNACCSへの統合に合わせて、以下のようなFAINSの機能追加等を実施することにより、利便性の向上を図る。 例)届出時における過去情報の再利用化 輸入貨物の通関状況確認機能 審査支援機能の拡充 など	
④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	該当なし	
⑤バックオフィス業務の見直し	現在、登録検査機関からのFAINSの利用は、ダイヤルアップ接続方式のみとなっているが、登録検査機関からの要望及びインターネットの普及率を踏まえ、平成25年度に予定しているFAINSのNACCSへの統合に合わせて、FAINSへのアクセス方式を現行のダイヤルアップ接続からインターネット接続への切り替えを行う。	
⑥経済的インセンティブの向上等	該当なし	
⑦広報・普及啓発	平成25年度に予定しているNACCSへの統合に合わせて、登録検査機関を対象として、インターネット接続の切替え等に関する説明会等を実施し、登録検査機関でのFAINS端末の導入の普及啓発を行う。	
⑧その他(震災対応等を含む。)	該当なし	

**基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)**

**I 取組の基本的・重点的な方針(総論)**

	重点手続分野名	社会保険・労働保険
	制度・業務・手続群等	労働保険適用徴収関係手続
事項	説明	
①取組の基本的な考え方等	行政側の視点である利用率の向上から、国民側の視点である利用に関するサービスの品質に重点を置いて、利用者の負担軽減、満足度の向上など利便性向上を図ると同時に行政運営の効率化に取り組む。「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」に基づき、必要な取組、システムの構築を行っていくとともに、e-Govと連携しつつ、電子申請の利用率向上の施策を進める。	
②重点・優先する取組事項	口座振替制度の個別加入事業主への適用拡大、還付金支払業務の集中化を実施する予定。	
③関連手続群共通的な取組事項	「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」フェーズ2の実施状況を踏まえ、費用対効果等を勘案しつつ、引き続き、取組事項を検討する。	
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	東日本大震災の被災地域において、労働保険料等の免除、申告・納付期限の延長及び納付の猶予を行うため、労働保険適用徴収システムの改修を行った。	

**II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)**

事項(視点)	手続名又は手続群	概算・増加概算・確定保険料申告書/概算保険料の延納の申請
	具体的な取組事項及び実施時期	備考
①手続の必要性の見直し	労働保険制度の適正な運用を確保する観点から、制度の根幹に関わる必要不可欠な手続として、廃止等の見直しは困難である。	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	e-Govの次期システム更改等、電子申請を取り巻く状況等を勘案しつつ、簡素化を検討する。	
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Govについては、「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日 高度情報ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、平成23年度中に総務省行政管理局及びe-Gov電子申請システムと連携している6省庁によって構成する検討会議を設け利用者の利便性・満足度や費用対効果の観点から今後の役割・機能の検討を行う。</li> <li>・電子政府利用支援センター(e-Gov)において、申請・届出のピーク時における利用者からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクにおける利用者支援体制の改善を図る。(平成26年度)</li> <li>・電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問い合わせや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、オンライン申請の利便性を向上させる取組に活用する。</li> <li>・電子申請時において、事業主等へ申請書の控えを電子データで交付することについて、システム開発を進める。</li> <li>・アクセスコードにより提供される、前年度の申告情報の拡充を実施する。</li> </ul>	
④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険手続について、社会保険労務士等による、提出代行時における事業主の電子署名の省略を引き続き可能とする。</li> <li>・「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」を参考にリスク評価を行い、本人確認方法について検討する。(システム更改時期)</li> </ul>	
⑤バックオフィス業務の見直し	「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」に基づき、引き続き、業務・システムの効率化に取り組む。特に、口座振替制度の個別加入事業主への適用拡大及び還付金支払業務の集中化を実施する予定。	
⑥経済的インセンティブの向上等	該当なし。	
⑦広報・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県労働局・労働基準監督署窓口において、電子申請についての利用勧奨を行う。</li> <li>・メールマガジン、ツイッター等を活用して、事業所・企業の人事・労務担当者へのオンライン利用勧奨や有益な情報を発信する。</li> <li>・厚生労働省HP(「電子申請(申請・届出等の手続案内)」部分)の見直しを実施する。</li> <li>・国等が率先して、オンライン利用の拡大や業務の効率化を図る観点から、社会保険・労働保険に関する手続を国や地方公共団体が行う場合にオンライン申請を活用するよう周知に努める。</li> </ul>	
⑧その他(震災対応等を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の被災地域において、労働保険料の免除措置等を受ける事業主の申告を他と区別するため、判別コードを入力できるようにシステム改修を行った。(平成23年度)</li> <li>・利用者の視点から見たニーズや課題等把握し、今後の申請システムの使い勝手の向上等に資するため、電子申請に関するアンケート調査を実施する(毎年度)</li> <li>・全国社会保険労務士会連合会と定期的に協議会を開催し、利用者や事業者の視点から見たニーズや課題等を把握し、業務プロセスの見直しや申請システムの使い勝手の向上を推進する。</li> </ul>	

## 基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

### I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

	重点手続分野名	社会保険・労働保険
	制度・業務・手続群等	雇用保険関係手続
事項		
①取組の基本的な考え方等	行政側の視点である利用率の向上から、国民側の視点である利用に関するサービスの品質に重点を置いて、利用者の負担軽減、満足度の向上など利便性向上を図ると同時に行政運営の効率化に取り組む。	
②重点・優先する取組事項	利用者の利便性向上を図るため、添付書類の簡素化等に取り組む。	
③関連手続群共通的な取組事項	雇用保険関係手続の共通的な取組事項として、添付書類の簡素化等に取り組む。	
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	番号制度の具体的な運用方法等の決定を踏まえて、適宜、当該計画の見直しを行う。	

### II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

	手続名又は手続群	雇用保険関係手続(雇用保険資格取得届、雇用保険資格喪失届、高齢雇用継続給付基本金の申請)
事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期	備考
①手続の必要性の見直し	雇用保険制度の適正な運用を確保する観点から、必要な手続きとして廃止等の見直しは困難である。	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	雇用保険資格取得届については、添付書類を原則廃止したところであり、さらに、平成23年11月より、社会保険労務士が電子申請を利用する際の確認資料の照合省略について、「過去の実績3年」の制限を撤廃した。今後、社会保険労務士の更なる利用促進を図る。	
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Govについては、「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日高度情報ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、平成23年度中に総務省行政管理局及びe-Gov電子申請システムと連携している6省庁によって構成する検討会議を設け利用者の利便性・満足度や費用対効果の観点から今後の役割・機能の検討を行う。</li> <li>・電子政府利用支援センター(e-Gov)において、申請・届出のピーク時等における利用者からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクにおける利用者支援体制の改善を図る。(平成26年度)</li> <li>・電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問い合わせや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、オンライン申請の利便性を向上させる取組に活用する。</li> <li>・雇用保険被保険者資格喪失届については、平成23年11月より、新たに離職票の交付ありの場合も電子申請を可能とした。今後、さらなる利用促進を図る観点から、平成24年度には「雇用保険被保険者資格喪失届提出後の離職票交付の申請」についても電子申請受付が可能となるよう実現に向けて検討する。</li> <li>・e-Gov電子申請システムからの電子公文書取得方法について、平成23年5月より、利用者からの問い合わせ等への対応として、職業安定局独自にマニュアルを作成し、e-Gov上に掲載した。今後、マニュアルの周知を含め、利用者の利便性向上に努める。</li> </ul>	
④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」を参考にリスク評価を行い、本人確認方法について検討する。(システム更改時期)	
⑤バックオフィス業務の見直し	雇用保険担当者に対し、研修等を通じ電子申請の制度概要、審査業務における留意点を周知し、電子申請審査業務の効果的・効率的な運用を図る。	

⑥経済的インセンティブの向上等	-	
⑦広報・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークの窓口で周知する。</li> <li>・離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請による受付開始を始めとする電子申請の利用について、すべての適用事業所に対してハガキの送付等による周知・普及啓発を実施予定</li> <li>・メールマガジン、ツイッター等を活用して、事業所・企業の人事・労務担当者へのオンライン利用勧奨や有益な情報を発信する。</li> <li>・厚生労働省HP（「電子申請（申請・届出等の手続案内）」部分）の見直しを実施する。</li> <li>・国等が率先して、オンライン利用の拡大や業務の効率化を図る観点から、社会保険・労働保険に関する手続を国や地方公共団体が行う場合にオンライン申請を活用するよう周知に努める。</li> </ul>	
⑧その他（震災対応等を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請による返戻書類にある「安定所長印の偽造防止措置（地紋）」については、今後発生するシステム改修案件と併せて撤廃に向けて検討していく。</li> <li>・パソコンに不慣れな高齢者及び中小零細事業者等の事情に配慮し、窓口でのオンラインの入力補助・代行（窓口来所型）サービスの充実を図るため、ハローワークに電子申請端末を引き続き設置する。</li> <li>・利用者の視点から見たニーズや課題等把握し、今後の申請システムの使い勝手の向上等に資するため、電子申請に関するアンケート調査を実施する。（毎年度）</li> <li>・全国社会保険労務士会連合会と定期的に協議会を開催し、利用者や事業者の視点から見たニーズや課題等を把握し、業務プロセスの見直しや申請システムの使い勝手の向上を推進する。</li> </ul>	

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

	重点手続分野名	社会保険・労働保険
	制度・業務・手続群等	社会保険関係手続
事項	説明	
①取組の基本的な考え方等	行政側の視点である利用率の向上から、国民側の視点である利用に関するサービスの品質に重点を置いて、利用者の負担軽減、満足度の向上など利便性向上を図ると同時に行政運営の効率化に取り組む。	
②重点・優先する取組事項	利用者が、継続的、反復的に手続を行う重点手続から検討を進める。具体的には、健康保険・厚生年金保険の6手続について、電子媒体(CD、DVD)による届出を可能とし、これらを利用することで事務負担の軽減が見込まれる事業所に対する利用勧奨を検討、実施する。(①、②、③、④、⑦及び⑧の手続)	
③関連手続群共通的な取組事項	利用者の利便性向上には、別送扱いとしている添付書類の取扱いが課題であり、重点・優先する取組と併せて、添付書類の取扱いの見直しも検討、実施する。	
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	番号制度の具体的な運用方法等の決定を踏まえて、適宜、当該計画の見直しを行う。	

II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

	手続名又は手続群	社会保険関係手続 ①健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 ②健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 ③健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ④健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ⑤健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届 ⑥健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届 ⑦健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 ⑧厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届 ⑨国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 ⑩国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式) ⑪年金受給権者現況届 ⑫年金受給権者住所・支払機関変更届 ⑬年金手帳再交付申請書 ⑭国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更(訂正)届 ⑮国民年金保険料還付請求書 ⑯国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届
事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期	備考
①手続の必要性の見直し	住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、平成23年7月から年金受給者の死亡届及び住所変更届の原則省略化により、負担の軽減を図る。加えて、被保険者住所変更届等についても、住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携を検討する。	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	別送扱いとしている各種届書の添付書類について、届書ごとの必要性の検証や取扱い方法の見直しの検討を平成23年度から実施し、申請の負担を軽減する。	
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	・e-Govについては、「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日 高度情報ネットワーク社会推進戦略本部決定)に基づき、平成23年度中に総務省行政管理局及びe-Gov電子申請システムと連携している6省庁によって構成する検討会議を設け利用者の利便性・満足度や費用対効果の観点から今後の役割・機能の検討を行う。 ・電子政府利用支援センター(e-Gov)において、申請・届出のピーク時等における利用者からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクにおける利用者支援体制の改善を図る。(平成26年度) ・電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問い合わせや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、オンライン申請の利便性を向上させる取組に活用する。 ・平成23年11月、民間開発ベンダー等に向けて、申請データのフォーマット(仕様)を公開したところであり、今後、利用促進に向け、情報収集を行う。 ・平成23年12月、電子媒体で提出可能な媒体の拡大(CD/DVD)を実施したところであり、電子媒体申請による効果的な届書作成についての周知及び利用勧奨を行う。(①、②、③、④、⑦及び⑧の手続) ・健康保険被扶養者(異動)届及び国民年金第3号被保険者関係届を電子媒体申請の対象手続に追加するとともに、e-GovからCSVファイル添付方式での申請を可能とする。(平成23年度に開発着手)	

④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」を参考にリスク評価を行い、本人確認方法について検討する。(システム更改時期)	
⑤バックオフィス業務の見直し	申請等の受付後の事務処理について、処理時間の短縮を図るため、業務プロセスの見直しを検討し平成23年度中に改善方法を整理する。	
⑥経済的インセンティブの向上等	-	
⑦広報・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の実態に応じて届書の提出方法(紙媒体、電子申請又は電子媒体申請)が選択できる等、利用者の立場から利用し易いように、日本年金機構ホームページの見直しを平成23年度から順次実施。また、機構関係者(年金委員等)に対する研修の場を活用した広報を検討・実施。その他、被保険者数の多い事業所への訪問等により電子媒体・電子申請の利用勧奨を行う。</li> <li>・メールマガジン、ツイッター等を活用して、事業所・企業の人事・労務担当者へのオンライン利用勧奨や有益な情報を発信する。</li> <li>・厚生労働省HP(「電子申請(申請・届出等の手続案内)」部分)の見直しを実施する。</li> <li>・国等が率先して、オンライン利用の拡大や業務の効率化を図る観点から、社会保険・労働保険に関する手続を国や地方公共団体が行う場合にオンライン申請を活用するよう周知に努める。</li> </ul>	
⑧その他(震災対応等を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の視点から見たニーズや課題等把握し、今後の申請システムの使い勝手の向上等に資するため、電子申請に関するアンケート調査を実施する(毎年度)</li> <li>・全国社会保険労務士会連合会と定期的に協議会を開催し、利用者や事業者の視点から見たニーズや課題等を把握し、業務プロセスの見直しや申請システムの使い勝手の向上を推進する。</li> </ul>	